

「施策の方向 1 とともに生きる～理解と交流の推進」についての課題

現計画の方向性	障がいと障がいのある人への理解を広め、ノーマライゼーションとソーシャルインクルージョン（社会的包容力）の理念の浸透を図るため、あらゆる機会を活用して広報・啓発活動を推進するとともに、真の相互理解を図るため障がいのある人と地域住民との交流機会の創出に努めます。 市民と行政が協働で障がいのある人の生活を支えるしくみづくりをめざし、ボランティアの育成や、関連団体の活動を支援していきます。 （１）障がいに対する理解の促進 （２）差別解消に向けた取組の推進 （３）福祉教育の充実 （４）交流の促進	
国の方針	○「障害者権利条約」の国会承認（平成 26 年 1 月） ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行（平成 28 年 4 月 1 日） 【障害者基本計画（第 5 次）】 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消 ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進 ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進	
1 事業評価	—	
2 アンケート調査結果	調査結果項目	問番号
	近隣でおつきあいをしている人が“いる” 74.8%（身体障がい：79.9%、知的障がい：56.8%、精神障がい：64.7%）	障がい者 問 35
	困ったときに相談できる人がいない人が身体障がいで 49.7%、知的障がいで 62.5%、精神障がいで 69.0%。	障がい者 問 35③
	地域の活動や行事にどの程度参加しているかについて、“参加している”人が 15.2%（「積極的に参加している」「ときどき参加している」を足した割合）	障がい者 問 36
	不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたことがある人が身体障がいで 7.8%、知的障がいで 15.9%、精神障がいで 24.6%（「ある」「少しある」を足した割合）	障がい者 問 50
	どのようなときに不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたかについて、「働きたいとき、働くとき」「公共施設や交通機関を利用するとき」「情報を得たいとき、コミュニケーションをとりたいとき」などの意見が上位に挙がっている。	障がい者 問 51-①
	不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたときに、どこに相談したかについて、「相談していない」が 59.6%と最も高く、次いで「どこに相談したらいいかわからない」が 14.7%、「岩倉市役所（福祉課）」が 11.9%。	障がい者 問 51-②
	今後、充実すべきだと考えることについて、「障がい者の理解に対する社会啓発の促進（差別や偏見をなくす）」が 19.2%。	障がい者 問 54
	地域の活動や行事にどの程度参加しているかについて、“参加している”人が 22.1%（「積極的に参加している」「ときどき参加している」を足した割合）	障がい児 問 38
	不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたことがある人が身体障がいで 35.3%、知的障がいで 30.8%、精神障がいで 37.5%、発達障がいで 28.0%。（「ある」「少しある」を足した割合）	障がい児 問 49
	どのようなときに不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたかについて、「公共施設や交通機関を利用するとき」「病院で医療を受けるとき」「情報を得たいとき、コミュニケーションをとりたいとき」などの意見が上位に挙がっている。	障がい児 問 50-①

	不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたときに、どこに相談したかについて、「相談していない」が 39.3%と最も高く、次いで「岩倉市役所（福祉課）」が 21.4%、「福祉課以外の岩倉市役所の窓口」、「どこに相談したらいいかわからない」が 10.7%。	障がい児 問 50-②
	今後、充実すべきだと考えることについて、「障がい者の理解に対する社会啓発の促進（差別や偏見をなくす）」が 38.1%。	障がい児 問 53
3 次期計画に向けた課題	（１）障がいに対する理解の促進 障害者基本法では、身体、知的、精神の３障がいに加え、難病、発達障がい及びその他心身の機能に障がいのある人がその定義に加えられており、多様な障がいに対する理解を広めていくことが求められています。 アンケート調査によると、今後、充実すべきだと考えることについて、「障がい者の理解に対する社会啓発の促進（差別や偏見をなくす）」が障がい者で 19.2%、障がい児で 38.1%となっています。 今後も、差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要です。 （２）差別解消に向けた取組の推進 障害者差別解消法は、不当な差別的取扱いを禁止し、個々のニーズに応じた合理的配慮の提供を求めることで、障がいのある人に対する差別をなくし、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的としています。 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたことがある障がい者が、身体障がい 7.8%、知的障がい 15.9%、精神障がい 24.6%、また、障がい児で身体障がい 35.3%、知的障がい 30.8%、精神障がい 37.5%、発達障がい 28.0%（障がい児）となっており、精神障がい 37.5%で差別的な扱い等を受けたと感じる人が多くみられます。また、どのようなときに不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたかについて、障がい者で「働きたいとき、働くとき」「公共施設や交通機関を利用するとき」「情報を得たいとき、コミュニケーションをとりたいとき」などの意見が、障がい児で「公共施設や交通機関を利用するとき」「病院で医療を受けるとき」「情報を得たいとき、コミュニケーションをとりたいとき」などの意見が上位に挙がっています。 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたときの相談先について、障がい者で「相談していない」が 59.6%と最も高く、次いで「どこに相談したらいいかわからない」が 14.7%、障がい児で「相談していない」が 39.3%と最も高く、次いで「岩倉市役所（福祉課）」が 21.4%、「福祉課以外の岩倉市役所の窓口」、「どこに相談したらいいかわからない」が 10.7%となっており、相談していない、または相談する場所がわからない人が多くみられます。 今後も、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、市民の障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくとともに、相談支援充実が必要です。 （３）福祉教育の充実 障がいのある人とない人の交流を促進することによって相互の理解を深め、障がいの理解と差別の解消に向けた講演会や研修、福祉教育の推進、障がい者施設と地域との交流等により心のバリアフリーを推進し、すべての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指す取組が必要です。 幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある方の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。 （４）交流の促進 障がいに対する理解を促進するために、障がいのある方との交流や触れ合いの機会を通じて、互いの違いや特性を理解することが必要となります。 アンケート調査によると、近隣でおつきあいをしている人が障がい者で 7 割を超えています。また、困ったときに相談できる人がいない人が身体障がい 49.7%、知的障がい 62.5%、精神障がい 69.0%となっており、精神障がい 69.0%で相談できる人がいない割合が高くなっています。 地域の活動や行事にど参加している人が障がい者で 15.2%、障がい児で 22.1%となっています。 そのため、身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。	

課題整理シート

「施策の方向2 地域で生活する～生活支援の充実」についての課題

現計画の方向性	障がいのある人が、地域において普通に生活が送れるよう、住まい、生活支援、就労支援、相談・情報提供など、障がいのある人とその家族のニーズに応じたサービスの充実を図ります。 判断能力が不十分な人であっても、サービスの利用をはじめ生活のさまざまな場面において、障がいのある人の自己決定や尊厳が守られ、地域において、その人らしい生活を送ることができるよう権利擁護に関する支援体制の構築をめざします。	
	(1) 生活の場の確保 (2) 生活支援の充実 (3) 相談・情報提供の充実 (4) 権利擁護の推進・虐待の防止 (5) 人材の育成と確保	
国の方針	○「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行（平成28年5月13日） ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正（令和3年5月） ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正（令和4年12月） 【障害者基本計画（第5次）】 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消 ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進 ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実 ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保 ・障害のあるこどもに対する支援の充実	
1 事業評価	—	
2 アンケート調査結果	調査結果項目	問番号
	医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、「ヘルパーの確保・育成」が19.1%、「医療従事者の確保・育成」が14.7%。	障がい者問18
	現在、日中は主にどのように過ごしているかについて、「いずれにも該当せず自宅にいる」が身体障がい63.9%、精神障がい43.3%と最も高く、「生活介護や自立訓練などに通所している」が知的障がい27.3%と高くなっている。	障がい者問19
	今後どのような暮らし方をしたいかについて、「現在の家族と一緒に暮らしたい」が身体障がい63.6%、知的障がい38.6%、精神障がい52.9%と最も高くなっている。また、「グループホーム等で共同生活をしたい」が知的障がい26.1%と高くなっている。	障がい者問25
	いつ頃からグループホームに入居したいかについて、「現在入居している」が38.9%と最も高く、次いで「親などが介助や支援できなくなったら入居したい」が18.5%、「5年以上後に入居したい」が11.1%。	障がい者問26
	障がい福祉に関する情報の入手方法について、今後、充実を希望するものとして、「市の広報紙」が48.9%と最も高く、「市のホームページ」が21.9%、「スマートフォン等で使用するアプリ」が16.5%。	障がい者問33
	医療・福祉サービスや就労、生活上の困りごとなどについて、家族のほかに誰に相談しているかについて、「市役所」が36.4%と最も高く、次いで「医療機関」が20.9%。一方、「どこに相談に行ったらよいかわからない」が15.5%。	障がい者問43
	社会福祉協議会が実施する、日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業について、制度を知らない人が74.0%と最も高い。また、利用している人が身体障がい1.6%、知的障がい6.8%、精神障がい5.3%。	障がい者問44

今後、日常生活自立支援事業を利用したい人が 10.8%（身体障がい：8.9%、知的障がい：15.9%、精神障がい：16.6%）。	障がい者 問 45
障がいのある人などの権利を擁護するため、財産の処分や管理などの法律行為に関する援助などを行う成年後見制度について、制度を知らない人が 44.4%。また、利用している人が 2.3%。	障がい者 問 46
今後、成年後見制度を利用したい人が 5.3%。	障がい者 問 47
いままでに自分の体や心を傷つけられた（虐待された）ことがある人が 15.3%。	障がい者 問 48
虐待の内容について、「怒鳴る、悪口を言う、仲間に入れない、わざと無視する等（心理的虐待）」が 79.3%と最も高く、次いで「殴る、蹴る、縛り付ける、閉じ込める、必要のない薬を飲ませる等（身体的虐待）」が 34.7%、「必要なお金を与えない、勝手にあなたのお金を使う等（経済的虐待）」が 15.3%。	障がい者 問 49-①
誰から虐待を受けたかについて、「家族・親族、一緒に住んでいる人等」が 42.7%と最も高く、次いで「働いている場所の人等」が 25.3%、「学校の職員」が 12.0%。	障がい者 問 49-②
虐待を受けたとき、だれ（どこ）に相談したかについて、「家族・親族」が 35.3%と最も高く、「医師・看護師・ソーシャルワーカー等」が 16.7%、「知人・友人」が 12.7%。一方、「相談できる人がいない」が 22.7%。	障がい者 問 49-③
岩倉市が実施しているサービスについて、「地域活動支援センター」を利用したことがある人が 3.1%。	障がい者 問 52
今後、充実すべきだと考えることについて、「将来の生活についての不安の解消、相談支援体制の充実」が 34.6%と最も高く、「日中だけ通って受けられるサービスの充実」が 11.5%、「障がいが重度でも入所・入居できる施設の整備」が 11.2%、「ホームヘルパー等による家事や介助の援助」が 15.6%、「住宅改造などについての相談体制と補助制度等の充実」が 10.5%、「グループホームなど少人数で生活できる場の整備」が 10.0%、「障がいのある人への適切かつ迅速な情報提供(点字図書、録音図書、字幕放送などを含む)」が 4.5%。	障がい者 問 54
今後どのような暮らし方をしたいかについて、「現在の家族と一緒に暮らしたい」が身体障がい 82.4%、知的障がい 75.0%、精神障がい 75.0%、発達障がい 80.5%と最も高くなっている。また、「一人暮らしをしたい」が精神障がい 25.0%と高くなっている。	障がい児 問 29
障がい福祉に関する情報の入手方法について、今後、充実を希望するものとして、「市の広報紙」が 50.4%と最も高く、次いで「市公式ツイッター・LINE」が 36.3%、「市のホームページ」が 35.4%。	障がい児 問 36
障がいのある人などの権利を擁護するため、財産の処分や管理などの法律行為に関する援助などを行う成年後見制度を知っている人が 58.4%。	障がい児 問 45
将来、お子さんに関し、成年後見制度を利用したい人が 14.2%（身体障がい：17.6%、知的障がい：19.2%、精神障がい：37.5%、発達障がい：14.6%）。	障がい児 問 46
お子さんは、いままでに体や心を傷つけられた（虐待された）ことがある人が 15.9%（知的障がい：15.4%、精神障がい：25.0%、発達障がい：17.1%）。	障がい児 問 47
お子さんが体や心を傷つけられた（虐待された）とき、だれ（どこ）に相談したかについて、「家族・親族」が 50.0%と最も高く、次いで「会社の人、学校の先生」が 38.9%、「知人・友人」が 27.8%。	障がい児 問 48
岩倉市が実施しているサービスについて、「地域活動支援センター」を利用したことがある人が 0.9%。	障がい児 問 51
今後、充実すべきだと考えることについて、「将来の生活についての不安の解消、相談支援体制の充実」が 48.7%、「日中だけ通って受けられるサービスの充実」が 14.2%、「グループホームなど少人数で生活できる場の整備」が 11.5%、「障がいが重度でも入所・入居できる施設の整備」が 9.7%、「ホームヘルパー等による家事や介助の援助」が 4.4%、「障がいのある人への適切かつ迅速な情報提供(点字図書、録音図書、字幕放送などを含む)」が 2.7%、「住宅改造などについての相談体制と補助制度等の充実」が 1.8%。	障がい児 問 53

（１）生活の場の確保

障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障がいの状況に応じた居住の場を整えることが大切です。

アンケート調査によると、今後どのような暮らし方をしたいかについて、「現在の家族と一緒に暮らしたい」が障がい者・障がい児ともに最も割合が高くなっています。また、「グループホーム等で共同生活をしたい」が知的障がい（障がい者）で 26.1%と高く、「一人暮らしをしたい」が精神障がい（障がい児）で 25.0%と高くなっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「障がい者が重度でも入所・入居できる施設の整備」が障がい者で 11.2%、障がい児で 9.7%、「住宅改造などについての相談体制と補助制度等の充実」が障がい者で 10.5%、障がい児で 1.8%、「グループホームなど少人数で生活できる場の整備」が障がい者で 10.0%、障がい者で 11.5%となっています。

障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障がいの状況に応じた居住の場を整えることが必要です。

（２）生活支援の充実

障がい者が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。

アンケート調査によると、岩倉市が実施しているサービスについて、「地域活動支援センター」を利用したことがある人が障がい者で 3.1%、障がい児で 0.9%と低くなっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「日中だけ通って受けられるサービスの充実」が障がい者で 11.5%、障がい児で 14.2%、「ホームヘルパー等による家事や介助の援助」が障がい者で 15.6%、障がい児で 4.4%となっています。

障がいのある人が身近な地域で安心して暮らし続けるためには、サービス等利用計画が作成され適時の見直しが行われていくように、指定特定相談支援事業所に対する継続的な支援が必要です。また、地域生活支援拠点を整備し、身近な困りごとの相談や 365 日 24 時間の緊急時受け入れ対応等のサービスの充実が求められています。

（３）相談・情報提供の充実

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていこうとすると、身近に相談できる体制が整っていることが重要です。

アンケート調査によると、障がい福祉に関する情報の入手方法について、今後、充実を希望するものとして、障がい者で「市の広報紙」が 48.9%と最も高く、「市のホームページ」が 21.9%、「スマートフォン等で使用するアプリ」が 16.5%、障がい児で、「市の広報紙」が 50.4%と最も高く、次いで「市公式ツイッター・LINE」が 36.3%、「市のホームページ」が 35.4%となっており、広報紙での情報提供を希望する人が多くみられます。

また、医療・福祉サービスや就労、生活上の困りごとなどについて、家族のほかに誰に相談しているかについて、「市役所」が 36.4%と最も高く、次いで「医療機関」が 20.9%となっている一方、「どこに相談に行ったらよいかわからない」が 15.5%となっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「将来の生活についての不安の解消、相談支援体制の充実」が障がい者で 34.6%と最も高く、障がい児で 48.7%、「障がいのある人への適切かつ迅速な情報提供（点字図書、録音図書、字幕放送などを含む）」が障がい者で 4.5%、障がい児で 2.7%となっています。

今後も、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

また、障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要があります。

（４）権利擁護の推進・虐待の防止

障がいのある人が、差別や偏見、人権侵害を受けることなく一人ひとりが尊重され、権利や財産が擁護されなければなりません。

アンケート調査によると、社会福祉協議会が実施する、日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業について、制度を知らない人が 74.0%と最も高くなっています。また、今後、日常生活自立支援事業を利用したい人が 1 割となっています。知的障がい、精神障がい利用したい人の割合が高くなっています。

成年後見制度について、制度を知らない人が障がい者で 44.4%。利用している人が 2.3%となっており、今後、成年後見制度を利用したい人が 5.3%と低くなっています。一方、障がい児で成年後見制度を知っている人が 58.4%と高く、成年後見制度を利用したい人が 14.2%となっており、特に精神障がい利用したいと考える人が多くなっています。

いままでに自分の体や心を傷つけられた（虐待された）ことがある人が障がい者で 15.3%、

障がい者で 15.9%となっています。特に精神障がい（障がい児）で傷つけられたと感じている人の割合が高くなっています。また、虐待の内容について、「怒鳴る、悪口を言う、仲間に入れない、わざと無視する等（心理的虐待）」が 79.3%と最も高く、誰から虐待を受けたかについて、「家族、親族、一緒に住んでいる人等」が 42.7%と最も高くとなっています。

虐待を受けたとき、だれ（どこ）に相談したかについて、障がい者で「家族・親族」が 35.3%と最も高く、「医師・看護師・ソーシャルワーカー等」が 16.7%、「知人・友人」が 12.7%、障がい児で「家族・親族」が 50.0%と最も高く、次いで「会社の人、学校の先生」が 38.9%、「知人・友人」が 27.8%となっています。一方、「相談できる人がいない」が障がい者で 22.7%います。

地域では虐待や不適切な行為をされたことがある人も見られ、さらに人権・権利擁護を推進していくためには、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知とともに権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要です。

（５）人材の育成と確保

介護・福祉サービス分野においては、利用者本位の質の高いサービスを提供するための人材が求められています。

アンケート調査によると、医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、「ヘルパーの確保・育成」が 19.1%、「医療従事者の確保・育成」が 14.7%となっています。

介護・福祉人材の確保を進めるため、若年層を含む幅広い年代が福祉の仕事に興味・関心を持ち、就労先として選択することが求められます。そのためには、子どもや学生等が福祉施設において、直接障がい者と交流するような地域交流の場や体験型学習、職場体験等を行い、障がいのある人とのふれあいを通し、障がい理解を促進するとともに魅力ある福祉の仕事への関心を深めてもらうことが必要です。

課題整理シート

「施策の方向3 健やかに生きる～保健・医療の充実」についての課題

現計画の方向性	障がいの原因となる疾病の予防、障がいの早期発見のため、妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査や保健指導、生活習慣病予防の健康教育や健康相談など保健事業の充実を図ります。 障がいのある人が、安心して受診できる医療体制の充実に努めるとともに、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉の連携を強化します。	
	(1) 保健事業の充実 (2) 医療体制の充実と連携強化	
国の方針	○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月） ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正（令和4年12月） ○難病の患者に対する医療等に関する法律の改正（令和4年12月） 【障害者基本計画（第5次）】 6. 保健・医療の推進 ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援 ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築 ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討	
1 事業評価	—	
2 アンケート調査結果	調査結果項目	問番号
	現在、病院などでなんらかの治療を受けているかについて、「通院している」が81.0%。知的障がい「受けていない」が34.1%と高くなっている。	障がい者問14
	医療のことで、なにか困っていることについて、「特に困っていることはない」が39.4%と最も高く、次いで「いくつもの病院に通わなければならない」が16.3%、「医者に病気の症状が正しく伝えられない」が12.1%。	障がい者問15
	ふだん医療的ケアを必要としているかについて、「必要である」が20.8%。	障がい者問16
	医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、「ヘルパーの確保・育成」が19.1%、「医療的ケア者が利用できる生活介護の整備」が18.1%、「医療従事者の確保・育成」が14.7%。	障がい者問18
	今後、充実すべきだと考えることについて、「専門的機能回復訓練（リハビリテーション）の充実」、「医師・保健師や介護士の訪問等による健康チェックなどの充実」が12.2%。	障がい者問54
	お子さんは現在、病院などでなんらかの治療を受けているかについて、「通院している」が69.9%。	障がい児問18
	お子さんの医療のことで、なにか困っていることについて、「とくに困っていることはない」が31.0%と最も高く、次いで「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」が29.2%、「いくつもの病院に通わなければならない」が27.4%。	障がい児問19
	お子さんは、ふだん医療的ケアを必要としているかについて、「必要である」が3.5%。	障がい児問20
	今後、充実すべきだと考えることについて、「専門的機能回復訓練（リハビリテーション）の充実」が7.1%、「医師・保健師や介護士の訪問等による健康チェックなどの充実」が2.7%。	障がい児問53

3 次期計画に向けた課題	(1) 保健事業の充実 障がい者を軽減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。 アンケート調査によると、現在、病院などでなんらかの治療を受けているかについて、「通院している」が障がい者で81.0%、障がい児で69.9%となっています。 今後、充実すべきだ考えることについて、「専門的機能回復訓練（リハビリテーション）の充実」が障がい者で12.2%、障がい児で7.1%となっています。 今後も、地域で医療を受けながら安定した生活を送ることができるように、居住の確保や医師、保健師、相談支援専門員等の連携による支援の充実を図ることが必要です。 (2) 医療体制の充実と連携強化 保健や医療の支援が必要な障がいのある人が地域で暮らし続けていくために、保健・医療サービスと福祉サービスとの連携が必要です。 アンケート調査によると、医療のことで困っていることについて、障がい者で「いくつもの病院に通わなければならない」が16.3%、「医者に病気の症状が正しく伝えられない」が12.1%、障がい児で「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」が29.2%、「いくつもの病院に通わなければならない」が27.4%となっています。 今後、充実すべきだ考えることについて、「医師・保健師や介護士の訪問等による健康チェックなどの充実」が障がい者で12.2%、障がい児で2.7%となっています。 住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。
---------------------	--

課題整理シート

「施策の方向 4 可能性を伸ばす～療育・保育・教育の充実」についての課題

現計画の方向性	障がいのある児童の可能性を伸ばし、持てる能力を十分発揮できるよう、早期療育の充実に努めるとともに、継続的な支援が行われるよう、保育園・幼稚園・認定こども園、小中学校、保健センター、子ども発達支援施設「あゆみの家」、放課後児童クラブなど関係機関とのネットワークの強化を図ります。また、重症心身障がい児や医療的ケアを要する子どもが適切な支援を受けられるよう体制整備に努めます。 学校教育においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行うとともに、自閉症スペクトラム障害（ASD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など発達障がいのある子どもに対して、生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。 （１）療育の充実 （２）保育・幼児教育の充実 （３）インクルーシブ教育の推進																		
国の方針	○「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立（平成 30 年 5 月） ○「インクルーシブ教育システム」の構築、発達障害者支援法の改正（平成 28 年 8 月 1 日施行）、児童福祉法の改正（平成 28 年 6 月 3 日施行） 【障害者基本計画（第 5 次）】 8. 教育の振興 ○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備 ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及 ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進 ・病気療養児への ICT を活用した学習機会の確保の促進																		
1 事業評価	—																		
2 アンケート調査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査結果項目</th><th>問番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩倉市が実施しているつぎのサービスについて、医療型児童発達支援を利用したことがある人が 0.6%、知っている人が 11.6%。</td><td>障がい者問 52</td></tr> <tr> <td>今後、充実すべきだと考えることについて、「幼稚園・保育園、学校における障がいのある児童の受け入れ拡大」が 4.4%、「特別支援教育の充実」が 3.5%。</td><td>障がい者問 54</td></tr> <tr> <td>お子さんの育児をするにあたり、悩みや不安はあるかについて、「こどもの成長や発達について」「こどもの就学や進路について」「学校等での生活に関すること」などの意見が上位に挙がっている。</td><td>障がい児問 10</td></tr> <tr> <td>お子さんの育児をするにあたり、悩みや困っていることを相談する相手はどなたかについて、「家族・親族」が 45.1%と最も高く、次いで「医師・看護師・ソーシャルワーカー等」が 10.6%。</td><td>障がい児問 11</td></tr> <tr> <td>医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、「医療的ケア児の教育に関する支援」が 3 件、「医療的ケア児の通所支援の整備（児童発達支援・放課後等デイサービス）」が 2 件。</td><td>障がい児問 22</td></tr> <tr> <td>現在、お子さんは、日中は主にどのように過ごしているかについて、「幼稚園・保育園等、学校に通園・通学している」が 82.3%と最も高く、次いで「あゆみの家や児童発達支援施設に通園・通所している」が 12.4%。</td><td>障がい児問 23</td></tr> <tr> <td>岩倉市が実施しているつぎのサービスについて、医療型児童発達支援を利用したことがある人が 14.2%、知っている人が 39.8%。</td><td>障がい児問 51</td></tr> <tr> <td>今後、充実すべきだと考えることについて、「特別支援教育の充実」が 54.9%と最も高く、「幼稚園・保育園、学校における障がいのある児童の受け入れ拡大」が 46.9%。</td><td>障がい児問 53</td></tr> </tbody> </table>	調査結果項目	問番号	岩倉市が実施しているつぎのサービスについて、医療型児童発達支援を利用したことがある人が 0.6%、知っている人が 11.6%。	障がい者問 52	今後、充実すべきだと考えることについて、「幼稚園・保育園、学校における障がいのある児童の受け入れ拡大」が 4.4%、「特別支援教育の充実」が 3.5%。	障がい者問 54	お子さんの育児をするにあたり、悩みや不安はあるかについて、「こどもの成長や発達について」「こどもの就学や進路について」「学校等での生活に関すること」などの意見が上位に挙がっている。	障がい児問 10	お子さんの育児をするにあたり、悩みや困っていることを相談する相手はどなたかについて、「家族・親族」が 45.1%と最も高く、次いで「医師・看護師・ソーシャルワーカー等」が 10.6%。	障がい児問 11	医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、「医療的ケア児の教育に関する支援」が 3 件、「医療的ケア児の通所支援の整備（児童発達支援・放課後等デイサービス）」が 2 件。	障がい児問 22	現在、お子さんは、日中は主にどのように過ごしているかについて、「幼稚園・保育園等、学校に通園・通学している」が 82.3%と最も高く、次いで「あゆみの家や児童発達支援施設に通園・通所している」が 12.4%。	障がい児問 23	岩倉市が実施しているつぎのサービスについて、医療型児童発達支援を利用したことがある人が 14.2%、知っている人が 39.8%。	障がい児問 51	今後、充実すべきだと考えることについて、「特別支援教育の充実」が 54.9%と最も高く、「幼稚園・保育園、学校における障がいのある児童の受け入れ拡大」が 46.9%。	障がい児問 53
調査結果項目	問番号																		
岩倉市が実施しているつぎのサービスについて、医療型児童発達支援を利用したことがある人が 0.6%、知っている人が 11.6%。	障がい者問 52																		
今後、充実すべきだと考えることについて、「幼稚園・保育園、学校における障がいのある児童の受け入れ拡大」が 4.4%、「特別支援教育の充実」が 3.5%。	障がい者問 54																		
お子さんの育児をするにあたり、悩みや不安はあるかについて、「こどもの成長や発達について」「こどもの就学や進路について」「学校等での生活に関すること」などの意見が上位に挙がっている。	障がい児問 10																		
お子さんの育児をするにあたり、悩みや困っていることを相談する相手はどなたかについて、「家族・親族」が 45.1%と最も高く、次いで「医師・看護師・ソーシャルワーカー等」が 10.6%。	障がい児問 11																		
医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、「医療的ケア児の教育に関する支援」が 3 件、「医療的ケア児の通所支援の整備（児童発達支援・放課後等デイサービス）」が 2 件。	障がい児問 22																		
現在、お子さんは、日中は主にどのように過ごしているかについて、「幼稚園・保育園等、学校に通園・通学している」が 82.3%と最も高く、次いで「あゆみの家や児童発達支援施設に通園・通所している」が 12.4%。	障がい児問 23																		
岩倉市が実施しているつぎのサービスについて、医療型児童発達支援を利用したことがある人が 14.2%、知っている人が 39.8%。	障がい児問 51																		
今後、充実すべきだと考えることについて、「特別支援教育の充実」が 54.9%と最も高く、「幼稚園・保育園、学校における障がいのある児童の受け入れ拡大」が 46.9%。	障がい児問 53																		

3 次期計画に向けた課題

(1) 療育の充実

子どもの障がいには、発達障がい、知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい等がありますが、できるだけ早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が求められています。

アンケート調査によると、医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、「医療的ケア児の教育に関する支援」が3件、「医療的ケア児の通所支援の整備（児童発達支援・放課後等デイサービス）」が2件となっています。

岩倉市が実施しているつぎのサービスについて、医療型児童発達支援を利用したことがある人が障がい者で0.6%、知っている人が11.6%、障がい児で利用したことがある人が14.2%、知っている人が39.8%となっています。

今後も、障がいのある子どもが、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制や、障がいの特性に応じた療育を実施するため、指導方法等の工夫や改善を図っていくことが求められます。

(2) 保育・幼児教育の充実

障がいの有無にかかわらず、子どもたちが同一の場で遊びや生活ができるような教育は、特別な支援が必要な子どもに対する理解促進や子どもたちの心身の発達促進のために重要です。

アンケート調査によると、現在、お子さんは、日中は主にどのように過ごしているかについて、「幼稚園・保育園等、学校に通園・通学している」が82.3%と最も高く、次いで「あゆみの家や児童発達支援施設に通園・通所している」が12.4%となっています。

育児をするにあたり、悩みや不安はあるかについて、「こどもの成長や発達について」「こどもの就学や進路について」「学校等での生活に関すること」などの意見が上位に挙がっています。また、育児をするにあたり、悩みや困っていることを相談する相手はどなたかについて、「家族・親族」が45.1%と最も高く、次いで「医師・看護師・ソーシャルワーカー等」が10.6%となっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「幼稚園・保育園、学校における障がいのある児童の受け入れ拡大」が障がい者で4.4%、障がい児で46.9%となっています。

地域の中では、就学前から卒業後の生活までを見通して、学校教育・子育て・福祉・就労部門との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障がい特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要です。

(3) インクルーシブ教育の推進

地域共生社会の実現に向けて、障がいのある幼児・児童・生徒が自立と社会参加を目指すインクルーシブ教育は大変重要となっており、また、「障害者差別解消法」の施行後、合理的配慮の提供が求められています。

アンケート調査によると、今後、充実すべきだと考えることについて、「特別支援教育の充実」が障がい者で3.5%、障がい児で54.9%と最も高くなっています。

今後も、一人一人の状況に応じたきめ細かな保育・教育がなされるよう、より一層のインクルーシブ教育に向け、体制の強化を図ることが必要です。

課題整理シート

「施策の方向5 いきいきと活動する～社会参加の促進」についての課題

現計画の方向性	「働く」ことは、経済的な自立生活の基盤となることはもちろん、社会参加の基本といえます。働く意欲と能力を有する障がいのある人に、もっと働く機会が提供されるよう総合的な支援を進めます。また、就労継続支援や一般就労への移行、ハローワークの労働施策の活用などによって経済的な自立を果たし、地域での自立した生活が実現するよう、学校、企業、サービス事業者、関係機関などの連携による就労に向けた支援を推進します。 スポーツ・レクリエーション、文化活動への参加は、生活を豊かにします。一人でも多くの障がいのある人が気軽に活動に参加し、その楽しさを享受できるよう、参加機会の拡充、参加促進のための配慮・支援を行います。	
	(1) 雇用の促進 (2) 就労後の支援の充実 (3) スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進	
国の方針	○障害者の雇用の促進等に関する法律の改正（令和5年4月） ○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（平成30年6月） ○「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を公表（平成31年3月） 【障害者基本計画（第5次）】 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 ○総合的な就労支援 ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用 ・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備 ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり ・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり	
1 事業評価	—	
2 アンケート調査結果	調査結果項目	問番号
	主にどなたの収入で生活しているかについて、「本人」が身体障がい者で 64.1%、精神障がい者で 40.6%と高く、「親」が知的障がい者で 51.1%と最も高くなっている。	障がい者問 11
	現在、日中は主にどのように過ごしているかについて、「仕事をしている」が 19.8%（身体障がい：18.1%、知的障がい：27.3%、精神障がい：23.0%）。「就労継続支援（A 型・B 型）を利用している」が身体障がい者で 1.3%、知的障がい者で 17.0%、精神障がい者で 15.5%。	障がい者問 19
	仕事について、「職員以外（アルバイト等）」が 33.2%と最も高く、次いで「正規職員」が 25.5%、「就労継続支援や事業所などでの就労」が 19.8%。	障がい者問 20-①
	現在の職場について不安や不満はあるかについて、「収入が少ない」が 31.2%、「障がいに対する配慮や意識が低い」が 15.4%、「人間関係がよくない」が 12.6%。	障がい者問 20-③
	障がいのある人の就労を促進するために、どのような支援が最も必要であると思うかについて、「働きやすい職場環境づくりの事業者への指導」「就労に関する総合相談」「就職後の支援」などの意見が上位に挙がっている。	障がい者問 22
	今後、主に日中をどのように過ごしたいかについて、「正規職員として働きたい」が 19.4%（身体障がい：11.4%、知的障がい：33.3%、精神障がい：24.3%）。「就労継続支援などを利用して働きたい」が知的障がい者で 33.3%、精神障がい者で 18.9%。	障がい者問 24
	この1年間に活動状況について、「趣味の活動」が 20.4%、「旅行」が 19.3%、「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」が 18.3%。今後、活動したいことについて、「旅行」が 35.3%と最も高く、次いで「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」が 24.7%、「趣味の活動」が 23.0%。	障がい者問 34

	岩倉市が実施しているサービスについて、「就労定着支援」を利用したことがある人が2.4%。知っている人が16.8%。	障がい者 問52
	今後、充実すべきだと考えることについて、「障がいの種類に応じた障がい者の雇用を促進すること」が23.0%、「配慮された働く場の整備」が10.7%、「障がい者スポーツ・文化・レクリエーション活動の支援」が3.5%。	障がい者 問54
	お子さんは、休日や時間的余裕のあるときに、どのように過ごしているかについて、「趣味や学習活動」が29.2%、「映画などの鑑賞」が12.4%、「スポーツ」が7.1%。	障がい児 問26
	今後、主に日中をどのように過ごしたいかについて、「正規職員として働きたい」が7.7%、「就労継続支援などを利用して働きたい」が11.5%。	障がい児 問28
	この1年間にどのような活動をしたかについて、「旅行」が59.3%と最も高く、次いで「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」が39.8%、「知識や技術を身に着ける学習活動」が32.7%。今後、活動したいことについて、「旅行」が49.6%と最も高く、次いで「趣味の活動」が40.7%、「知識や技術を身に着ける学習活動」が39.8%。	障がい児 問37
	岩倉市が実施しているサービスについて、「就労定着支援」を知っている人が21.2%。今後、利用したい人が32.7%。	障がい児 問51
	今後、充実すべきだと考えることについて、「障がいの種類に応じた障がい者の雇用を促進すること」が46.0%、「配慮された働く場の整備」が31.0%、「障がい者スポーツ・文化・レクリエーション活動の支援」が3.5%。	障がい児 問53
3 次期計画に向けた課題	(1) 雇用の促進 障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう取り組むことが必要です。 アンケート調査によると、日中は主に過ごし方について、仕事をしている人が約2割となっています。特に知的障がい仕事をしている人の割合が高くなっています。また、現在の職場について不安や不満はあるかについて、「収入が少ない」が31.2%、「障がいに対する配慮や意識が低い」が15.4%、「人間関係がよくない」が12.6%となっています。 障がいのある人の就労を促進するために必要なことについて「働きやすい職場環境づくりの事業者への指導」「就労に関する総合相談」「就職後の支援」等の意見が上位に挙がっています。 今後、充実すべきだと考えることについて、障がい者で「障がいの種類に応じた障がい者の雇用を促進すること」が23.0%、「配慮された働く場の整備」が10.7%、障がい児で「障がいの種類に応じた障がい者の雇用を促進すること」が46.0%、「配慮された働く場の整備」が31.0%となっています。 障がい者が就労することは、経済的自立や生きがいづくり、一人ひとりがもつ能力を発揮し、地域に貢献することにつながります。 今後も、障がい者の雇用促進の充実に向け、障がいや障がい者への理解や就労環境の改善促進に取り組んでいく必要があります。 (2) 就労後の支援の充実 障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障がいの特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。 アンケート調査によると、岩倉市が実施しているサービスについて、「就労定着支援」を利用したことがある人が障がい者で2.4%、知っている人が16.8%、障がい児で知っている人が21.2%、今後利用したい人が32.7%となっており、今後も認知度を向上させる必要があります。 今後も、企業と就労する障がいのある人とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。	

3 次期計画に向けた課題	(3) スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進 生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながります。 アンケート調査によると、この1年間にどのような活動をしたかについて、障がい者で「趣味の活動」が20.4%、「旅行」が19.3%、「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」が18.3%、今後、活動したいことについて、「旅行」が35.3%と最も高く、次いで「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」が24.7%、「趣味の活動」が23.0%となっており、1年間の活動について、障がい児で「旅行」が59.3%と最も高く、次いで「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」が39.8%、「知識や技術を身に着ける学習活動」が32.7%。今後、活動したいことについて、「旅行」が49.6%と最も高く、次いで「趣味の活動」が40.7%、「知識や技術を身に着ける学習活動」が39.8%となっています。今後活動したい内容に「旅行」を希望する人が多いことから、移動する際の道路等の交通環境の整備などが求められます。 障がいのある人となない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。 今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。
---------------------	---

課題整理シート

「施策の方向6 安心して暮らす～安全・安心の整備」についての課題

現計画の方向性	障がいのある人はもちろん、高齢者、子ども、妊婦など、あらかじめ誰にでも利用しやすいように配慮して、道路、建築物、公園等の整備を進めるユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを、市民、行政、事業者等が一体となって推進します。 東日本大震災をはじめ想像を超えた自然災害が各地で発生する中、本市においても地震はもとより、大雨による川の増水など災害に対する不安は大きくなっています。障がいのある人など災害時に避難行動が困難な人の安全確保が図れるよう、避難所などの機能強化も含め、市全体で体制を整えていきます。	
	(1) ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進 (2) 外出・移動支援の充実 (3) 災害時の地域支援体制の確立 (4) 福祉避難所の整備	
国の方針	○災害対策基本法が改正され、区市町村において災害時要配慮者の支援を実施するための基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務付けられた。 ○「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」の公布（聴覚障害者が運転できる車両の種類の拡大）（平成23年9月） ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立（平成30年5月） 【障害者基本計画（第5次）】 2. 安全・安心な生活環境の整備 ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進 ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化 ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進 ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備 ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進 4. 防災、防犯等の推進 ○災害発生時における障害特性に配慮した支援 ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備	
1 事業評価	—	
2 アンケート調査結果	調査結果項目	問番号
	どのような介助や支援が必要かについて、「外出の付き添い（通院を含む）、送迎」が40.6%と最も高い。	障がい者問9
	どれくらい外出するかについて、「ほぼ毎日」が41.2%（身体障がい：38.5%、知的障がい：54.5%、精神障がい：48.1%）と最も高い。	障がい者問27
	外出のときの主な交通手段について、「徒歩」が41.1%と最も高く、次いで「他の人が運転する自動車」が35.9%、「自分で運転する自動車」が29.2%。	障がい者問28
	外出の目的について、「買物」が72.2%と最も高く、次いで「通院」が63.1%、「散歩」が32.7%。	障がい者問29
	外出するうえで困ることについて、「介助者などがいないと外出が困難である」「外出するのにお金がかかる」「必要なときに手助けが得られない」などの意見が上位に挙げられている。	障がい者問30
	岩倉市において、近年、ユニバーサルデザインに基づく街づくりや、公共施設におけるバリアフリーの推進が進んできていると感じている人が14.5%。	障がい者問31
	地震などの災害時に避難できるかについて、「一人でできると思う」が39.0%と最も高く、次いで「支援者がいればできる」が30.6%、「できないと思う」が14.0%。	障がい者問38
	地震などの災害時にすぐに困ることや不安に思うことについて、「災害の状況がわからないこと」が45.8%と最も高く、次いで「誰に救助を求めたらいいかわからない」が32.7%、「避難所がわからない」が19.2%。	障がい者問39

	災害時に、避難所等で困られることについて、「トイレのこと」「プライバシー保護のこと」などの意見が上位に挙がっている。	障がい者 問 40
	災害時に備えてどのようなことに力を入れてほしいと思うかについて、「避難先での医療・治療体制の整備」「病気・障がいの種類ごとの必要に対応した設備やサービス」「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」などの意見が上位に挙がっている。	障がい者 問 41
	避難行動要支援者制度を知っている人が11.4%、知らない人が75.1%。すでに利用している人が1.7%。	障がい者 問 42
	岩倉市が実施しているサービスについて、「移動支援」を利用したことがある人が4.8%。知っている人が29.5%。	障がい者 問 52
	今後、充実すべきだと考えることについて、「災害や具合が悪くなったときなど緊急時の連絡手段の確保」が25.2%、「障がい者が行動しやすい福祉のまちづくり(道路、交通機関や公共施設)の改善、工夫」が24.2%。	障がい者 問 54
	どのような介助や支援が必要かについて、「外出の付き添い(通院を含む)、送迎」が55.8%と最も高い。	障がい児 問 14
	お子さんは、どれくらい外出するかについて、「ほぼ毎日」が77.0%(身体障がい:88.2%、知的障がい:78.8%、精神障がい:62.5%、発達障がい:80.5%)と最も高い。	障がい児 問 30
	外出のときの主な交通手段について、「他の人が運転する自動車」が71.7%と最も高く、次いで「徒歩」が54.0%、「自転車」が24.8%。	障がい児 問 31
	外出の目的について、「通園、通学」が75.2%と最も高く、次いで「買物」が46.9%、「散歩」、「施設への通所」が31.0%。	障がい児 問 32
	外出するうえで困ることについて、「介助者などがいないと外出が困難である」「人の目が気にかかる」「必要なときに手助けが得られない」などの意見が上位に挙がっている。	障がい児 問 33
	岩倉市において、近年、ユニバーサルデザインに基づく街づくりや、公共施設におけるバリアフリーの推進が進んできていると感じている人が11.5%。	障がい児 問 34
	お子さんは、地震などの災害時に避難できるかについて、「支援者がいればできる」が65.5%と最も高く、次いで「できないと思う」が13.3%、「一人でできると思う」が10.6%。	障がい児 問 40
	地震などの災害時にお子さんがすぐに困ることや不安に思うことについて、「家族などに連絡をとれない」が61.1%と最も高く、次いで「災害の状況がわからないこと」が60.2%、「誰に救助を求めたらいいかわからない」が56.6%。	障がい児 問 41
	災害時に、避難所等でお子さんが困られることについて、「コミュニケーションのこと」「トイレのこと」「避難所で過ごすこと自体が難しい」などの意見が上位に挙がっている。	障がい児 問 42
	災害時に備えてどのようなことに力を入れてほしいと思うかについて、「病気・障がいの種類ごとの必要に対応した設備やサービス」「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」「避難先で安心して過ごせる仲間づくりの工夫」などの意見が上位に挙がっている。	障がい児 問 43
	避難行動要支援者制度を知っている人が15.9%、知らない人が76.1%。すでに利用している人が1.8%。	障がい児 問 44
	岩倉市が実施しているサービスについて、「移動支援」を利用したことがある人が0.9%、知っている人が36.2%。	障がい児 問 52
	今後、充実すべきだと考えることについて、「障がい者が行動しやすい福祉のまちづくり(道路、交通機関や公共施設)の改善、工夫」が12.4%、「災害や具合が悪くなったときなど緊急時の連絡手段の確保」が10.6%。	障がい児 問 53

（１）ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進

アンケート調査によると、岩倉市において、近年、ユニバーサルデザインに基づく街づくりや、公共施設におけるバリアフリーの推進が進んできていると感じている人が障がい者で14.5%、障がい児で11.5%と低くなっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「障がい者が行動しやすい福祉のまちづくり(道路、交通機関や公共施設)の改善、工夫」が障がい者で24.2%、障がい児で12.4%となっています。

公共的建築物や道路などの公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが安心して生活できるような環境の形成に取り組んでいくことが必要です。

（２）外出・移動支援の充実

買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせません。

アンケート調査によると、どのような介助や支援が必要かについて、「外出の付き添い（通院を含む）、送迎」が障がい者で40.6%、障がい児で55.8%と最も高くなっています。また、外出するうえで困ることについて、障がい者で「介助者などがいないと外出が困難である」「外出するのにお金がかかる」「必要なときに手助けが得られない」などの意見が、障がい児で「介助者などがいないと外出が困難である」「人の目が気にかかる」「必要なときに手助けが得られない」などの意見が上位に挙がっており、外出の際に介助を必要としている人が多くみられます。

岩倉市が実施しているサービスについて、「移動支援」を利用したことがある人が障がい者で4.8%、障がい児で0.9%と低くなっています。

今後も、障がいのある人の外出を支援するために、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくする必要があります。また、単身での外出が困難な人が必要な時に目的地まで安全に移動できるように支援の充実が求められます。

（３）災害時の地域支援体制の確立

災害時に障がいのある人など支援を必要とする方に対する対策の推進が、我が国全体で大きな課題となっています。

アンケート調査によると、地震などの災害時に避難できるかについて、障がい者で「一人できると思う」が39.0%と最も高く、次いで「支援者がいればできる」が30.6%、「できないと思う」が14.0%、障がい児で「支援者がいればできる」が65.5%と最も高く、次いで「できないと思う」が13.3%、「一人できると思う」が10.6%となっており、避難の際に支援者を必要とする人の割合が高くなっています。また、地震などの災害時にすぐに困ることや不安に思うことについて、障がい者で「災害の状況がわからないこと」が45.8%と最も高く、次いで「誰に救助を求めたらいいかわからない」が32.7%、「避難所がわからない」が19.2%、障がい児で「家族などに連絡をとれない」が61.1%と最も高く、次いで「災害の状況がわからないこと」が60.2%、「誰に救助を求めたらいいかわからない」が56.6%となっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「災害や具合が悪くなったときなど緊急時の連絡手段の確保」が障がい者で25.2%、障がい児で10.6%となっています。

今後も、災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がい者の援護体制の強化を図っていくことが必要です。

（４）福祉避難所の整備

アンケート調査によると、災害時に、避難所等で困ると思われることについて、障がい者で「トイレのこと」「プライバシー保護のこと」などの意見が、障がい児で「コミュニケーションのこと」「トイレのこと」「避難所で過ごすこと自体が難しい」などの意見が上位に挙がっています。

また、災害時に備えてどのようなことに力を入れてほしいと思うかについて、障がい者で「避難先での医療・治療体制の整備」「病気・障がいの種類ごとの必要に対応した設備やサービス」「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」などの意見が、障がい児で「病気・障がいの種類ごとの必要に対応した設備やサービス」「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」「避難先で安心して過ごせる仲間づくりの工夫」などの意見が上位に挙がっています。

避難行動要支援者制度を知っている人が障がい者で11.4%、すでに利用している人が1.7%、障がい児で知っている人が15.9%、すでに利用している人が1.8%となっており、避難行動要支援者制度の認知度・利用率は低くなっています。

今後、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

